

瀬戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則並びに瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び瀬戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市規則第 3 0 号

瀬戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則並びに瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び瀬戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(瀬戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正)

第 1 条 瀬戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和 6 2 年瀬戸市規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(休業補償を行わない場合)	(休業補償を行わない場合)
第 2 条 条例第 8 条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。	第 2 条 条例第 8 条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
(1) 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和 2 3 年法律第 1 6 8 号）第 5 6 条第 3 項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合若しくは留置施設に留置されて	(1) 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和 2 3 年法律第 1 6 8 号）第 5 6 条第 3 項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて
<u>拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に</u>	<u>労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和 2 7 年法律第 2 8</u>

留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 (2) ＜省略＞ （障害者支援施設に準ずる施設） 第7条 条例第9条の2第1項第3号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。 (1)及び(2) ＜省略＞			6号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 (2) ＜省略＞ （障害者支援施設に準ずる施設） 第7条 条例第9条の2第1項第3号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。 (1)及び(2) ＜省略＞ <u>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第30条に規定する身体障害者療護施設に限る。）</u>		
別表第4（第6条関係）			別表第4（第6条関係）		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>18万6,050円</u> を超えるときは、 <u>18万6,050円</u> ）	常時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>17万7,950円</u> を超えるときは、 <u>17万7,950円</u> ）
	2 ＜省略＞	＜省略＞		2 ＜省略＞	＜省略＞
随時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して	その月における介護に要する費用として支出さ	随時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して	その月における介護に要する費用として支出さ

	介護を受けた 日があるとき (次号に掲げ る場合を除く 。)	れた費用の額（ その額が <u>9万2 , 980円</u> を超 えるときは、 <u>9 万2, 980円</u> ）		介護を受けた 日があるとき (次号に掲げ る場合を除く 。)	れた費用の額（ その額が <u>8万8 , 980円</u> を超 えるときは、 <u>8 万8, 980円</u> ）
2	<省略>	<省略>	2	<省略>	<省略>

（瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び瀬戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び瀬戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則（令和7年瀬戸市規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 <省略> (経過措置) 2 <省略> 3 <u>この規則の施行前にした行為に対する刑法等</u> <u>の一部を改正する法律第2条の規定による改正</u> <u>前の刑法（明治40年法律第45号。以下この</u> <u>項において「旧刑法」という。）第12条に規</u> <u>定する懲役（以下この項において「懲役」とい</u> <u>う。）</u>、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下 この項において「禁錮」という。）若しくは旧 刑法第16条に規定する拘留（以下この項にお いて「旧拘留」という。）の刑の執行のため刑 事施設（少年法（昭和23年法律第168号）	附 則 (施行期日) 1 <省略> (<u>人の資格に関する経過措置</u>) 2 <省略>

第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。）に拘置されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対する第1条の規定による改正後の瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第9条第1号及び第2条の規定による改正後の瀬戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則第2条第1号の規定の適用については、懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の瀬戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第4の規定は、令和7年8月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 新規則の規定は、令和7年8月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。